

建築計画概要書等の自動交付環境整備について

1. 目的

建築計画概要書等（以下「概要書等」）の交付事務について、従来の職員による窓口対応中心の運用から自動閲覧・交付を活用した運用への移行により、行政サービスの向上及び安定的な行政情報提供の基盤整備を図る。

2. 概要書等の位置づけ

概要書等は、建築確認の申請情報（建築主・設計者や建築場所、建築物の用途・面積・高さ等）をまとめたもので、違反建築の未然防止や確認済証が交付されていない建築物の売買防止を目的として、建築基準法に基づき誰でも閲覧・交付申請をすることができるものである。主に近隣住民による建築計画の把握、不動産取引時の重要事項説明・調査、金融機関の審査・担保評価、建築計画に伴う調査等に利用され、年間約13,000件の閲覧・交付実績がある。

3. 取組みの概要

概要書等の交付事務については、平成18年度より建築確認事務等地図管理システム（以下「確認システム」）を導入し、窓口対応を基本とした事務を行っている。

一方で、行政手続のデジタル化が進展する中、利用件数が多く、第三者利用が前提となる概要書等については、その提供形態等について見直していくことが求められる。そこで以下の取組みを進める。

（1）自動交付に適したデータ整備

- ・ 押印の印影、電話番号等の秘匿対象情報の整理及び秘匿処理
- ・ 同一敷地内の複数の建築確認情報の整理、現存建築物情報の明確化
- ・ 旧建築確認の記録を含む建築確認情報のGIS※データ化

※地理情報システムの略。位置に関する様々な情報を持ったデータの加工／管理、地図の作成や高度な分析等を行うシステム。建築課では電子地図上において建築確認等の履歴を管理している。

（2）概要書等データの自動取得環境の整備

確認システムの更新による、指定確認検査機関※からの電子報告機能の追加により、概要書等データの自動取得が可能な環境を整備する。

※建築基準法に基づき、建築確認における確認審査・検査等を行う機関として、国土交通大臣、地方整備局又は都道府県知事から指定された民間の機関。当該機関で建築確認された情報は、現在は郵送にて区へ報告される。

（3）概要書等の自動交付環境の整備

利用者が操作しやすい環境の構築、中間サーバー設置等によるセキュリティ対策の実施及び申請者自身が操作できる端末や支払機等の導入により、申請から閲覧・交付、支払いまでを申請者自身が窓口で行える環境を整備する。

4. 期待される効果

- 操作しやすい環境の構築や、情報の整理・標準化による検索性の向上により、区民・事業者が、迅速かつ容易に、正しい概要書等を取得することが可能となり、利便性が向上する。
- 行政手続のデジタル化に対応した情報を提供できる環境が整備され、将来にわたり継続的なサービス提供が可能となる。
- 質の高いデータ整備が図られ、GIS や 3D 都市モデル (PLATEAU) 等との連携を見据えた、都市整備・防災施策の基礎的なデータ基盤が整備される。

5. 予算額 (案)

61,380千円

令和9年度 債務負担行為限度額 33,511千円

6. 今後の予定

令和8年 4月以降 業務委託契約

令和9年 11月以降 本格稼働